

生駒市水道事業管理規程第4号

生駒市水道局事務分掌規程及び生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成21年4月1日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局事務分掌規程及び生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

(生駒市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 生駒市水道局事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第3条庶務係の項第15号中「公文書」を「行政文書」に改める。

(生駒市水道局決裁規程の一部改正)

第2条 生駒市水道局決裁規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第5条第2号中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。